

老人医療の高額療養費の上限額が変更

■平成29年8月診療分以降の自己負担限度額表(住民税課税世帯分)

	外来(個人単位)	外来+入院 (同一世帯の 老人医療受給者で合算)
現役並み	57,600円	80,100円+1%(*1) (多数回(*2)) 44,400円
一般	14,000円 (年間上限(*3)) 144,000円	57,600円 (多数回(*2)) 44,400円

- ※1 総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
- ※2 多数回:直近12カ月以内に「外来+入院」での老人医療の高額療養費支給実績が3回以上ある場合には4回目以降の限度額は44,400円になります。
- ※3 年間上限:老人医療の高額療養費支給後の自己負担額が、年間(毎年8月1日~翌年7月31日)で144,000円を超えた場合、その超えた額を支給します。

平成29年8月から、老人医療を受給している住民税課税世帯の高額療養費の上限額が変更になりました。

■高額療養費とは
ひと月に支払った医療費が高額になった場合、決められた上限額を超えた額を払い戻す制度です。上限額は個人または世帯の所得に応じて決まります。

■外来の年間上限を新設
さらに、一般区分(*3)に属する人は、新たに外来の年間上限が定められました。

柔道整復師の施術を受けるとき

整骨院や接骨院などの柔道整復師の施術を受ける人が増えていますが、病院や診療所と異なり、国民健康保険を使える範囲が定められています。

施術を受けるときは、国民健康保険を「使えるとき」と「使えないとき」がありますので、正しく理解し適正に受診してください。

- 保険が使えるとき**
- ▶外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等)
 - ▶医師の同意がある場合の骨折・脱臼
 - ▶応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当後の施術には医師の同意が必要)
- 保険が使えないとき(全額自己負担)**
- ▶単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり・腰痛▶スポーツや仕事による筋肉痛・筋肉疲労▶脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術▶保険医療機関(病院・診療所など)で同じ負傷等の治療中のも▶労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷
- 医療費の適正化にご協力ください**
- 医療費は国民健康保険に加入されている人の保険料などでまかなわれています。柔道整復師に保険の使える範囲を相談し、適切に受診することで医療費適正化につながります。医療費の適正な支出のため皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要で、▽対象 次の①②の要件をいずれも満たす人。

①離職時点65歳未満
②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(下の表)を確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等

要件となる離職理由と離職理由コード番号

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.1倍に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の1.1倍以内のその他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

11月は児童虐待防止推進月間

いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声

(平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語)

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しています。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題です。厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

SOSのサインって

次のようなサインを見つけたら、ためらわず連絡・相談してください。

子どものサイン ▶不自然な傷や打撲のあとがある▶衣類がいつも汚

れている▶表情が乏しい▶親に対して緊張していたり、避けようとする▶家に帰りがたがらない▶最近、姿をみかけないなど

保護者のサイン ▶地域や親族と交流がなく、孤立している▶家族や親の姿を見かけることがない▶子どもを置いたまま、よく外出している▶子どもの養育に関して拒否的、無関心▶育児で悩んでいた、不安になったりしている▶イライラして、子どもをたたいたり怒鳴ったりしているなど

◆問い合わせ 子育て支援課 家庭児童相談室

虐待かも ▶▶▶ すぐお電話を



虐待かもと思ったら、すぐにお電話をください(連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます)。お住まいの地域の児童相談所につながります。※一部のIP電話からはつながりません。通話料がかかります。

●児童虐待予防のための講演会「家族のチカラ～家族を理解する～」

カウンセラーとして、30年間で1000家族以上の面談をしてきた講師から、子育てや親子の問題で迷ったり壁にぶつかったりした時の、次の一步を踏み出すヒントや勇気を学びませんか?

日時 11月24日(金)午後3時~5時
(開場は午後2時45分~) ※参加費無料。

場所 文化センター3階第3会議室

講師 団 士郎さん(立命館大学大学院教授)

